

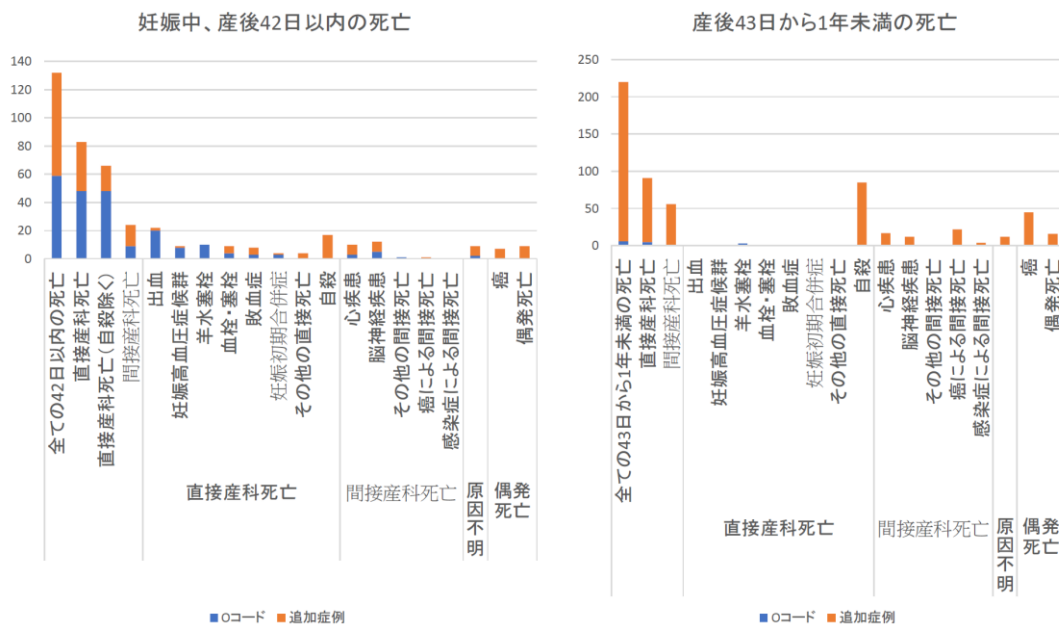
国立成育医療研究センターの調査によると、平成27年から平成28年の2年間で、妊娠中から産後1年までに自殺した妊産婦は全国で少なくとも102人で、妊産婦死亡者全体の3割を占め、死因として最多であったと報告されている。そのため、妊産婦に対する自殺予防は、自殺対策や母子保健を推進する上で、喫緊の課題となっている。

このような状況の下、平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、旧大綱からの変更点の一つとして「妊産婦への支援の充実」が追加された。大阪府においては、妊産婦の自殺予防に向けた取組みの一つとして、平成28年2月に「大阪府妊産婦こころの相談センター」を大阪母子医療センター内に開設し、妊産婦やその家族への個別相談支援等を行っているところである。

また、府内市町村においても、産後うつ予防などに向けて、平成29年度から産婦健康診査の費用を助成する産婦健康診査事業が創設され、令和元年10月現在、43市町村のうち22市町村が事業を実施している。

以上のことを踏まえ、妊産婦の自殺予防のため、大阪府として今後どのような取組みが必要か、資料1から4も参考とし、課題を挙げたうえで、課題解決に向けた具体的な取組みを提案しなさい。また、提案した取組みを進める上で、府、市町村、医療機関などの関係機関が果たすべき役割について、あなたの考えを述べなさい。

資料1 妊娠中・産後1年未満の死亡の死因別統計



出典: 国立成育医療研究センター

資料2 自殺総合対策大綱(一部抜粋) ※平成 29 年 7 月 25 日閣議決定

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

(15) 妊産婦への支援の充実

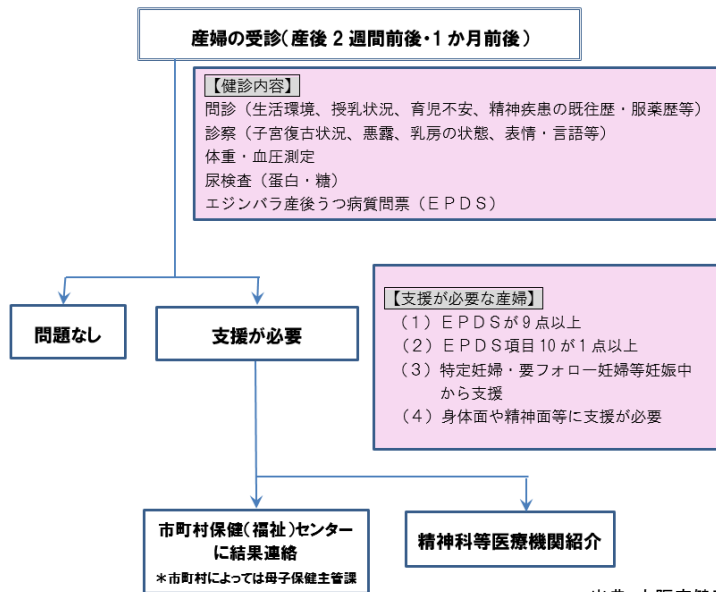
妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し、特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を進める。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつ予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚生労働省】【再掲】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつの予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】【再掲】

産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するとともに、産後ケア事業の法律上の枠組みについて、今後の事業の実施状況等を踏まえ検討する。【厚生労働省】【再掲】

資料3 産婦健康診査事業スキーム図

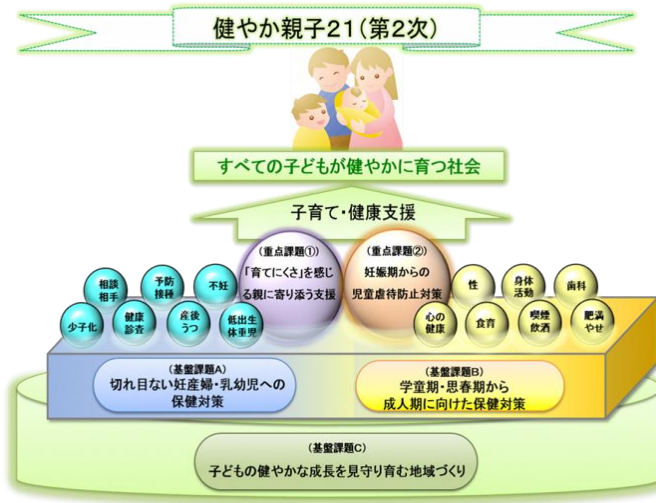


出典:大阪府健康医療部保健医療室地域保健課

【参考】エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS)

- 質問項目は10項目で、0～3点の4件法の母親による自己記入式質問票。
- うつ病によく見られる症状をわかりやすい質問にしたものであり、簡便で国内外で最も広く使用されている質問票。
- 合計30点満点中9点以上又は項目10が1点以上の場合、支援対象とする。

資料4 健やか親子21※(第2次)イメージ図



※「健やか親子 21」とは、平成 13 年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組みを推進する国民運動計画である。

出典:健やか親子 21(第2次)検討会報告書(厚生労働省)